

平成30年度 社会福祉法人に対する指導監査結果について

法人名 社会福祉法人 仁寿福社会(法人番号4140005015001)

監査実施日 平成31年2月27日

文書による指摘事項の有無 有

| 文書による指摘内容 | 改善状況 |
|---|------|
| 1 社会福祉法及び法人定款の定めるところにより、理事長が理事会で定期的に職務執行状況を報告することとなっているが、理事会議事録にその記録がない。理事長は定款に定めるとおり、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告し、報告の内容を議事録に記録すること。 | 改善予定 |

令和元年5月22日現在